

論文

日本の学界における「南京事件」研究の考察

長谷 亮介（歴史認識問題研究会事務局）

はじめに

日本と中国との歴史認識問題において大きく取り扱われることの多い「南京事件」であるが、国際的規模で問題となったのは（註1）、1982年6月に日本で起きた「教科書問題」が最初ではないだろうか。中国の南京虐殺記念館（「侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館」）が1985年8月15日にオープンしていることを考えると、「南京事件」は日本発の問題であると言える。

さらに言えば、日本では1971年8月26日の『朝日新聞』における本多勝一記者の「中国の旅」記事を皮切りにして多種多様の、百家争鳴ともいえる論争が40年近く行われてきたのである。つまり、中国国内で議題に上がる以前に日本では「南京事件」に関する論争が起きていたのである。現在では日本で「南京事件」を考察しようと思えば、大別して、虐殺の肯定派・中間派・否定派の3つの学説を読み込まなければならない。

しかし、これほど長期間日本国内で議論されてきたにも拘らず、多様な学説や論争の経過をまとめた研究は少ない。該当する先行研究は、虐殺肯定派の研究者、笠原十九司氏の『南京事件論争史』、中間派研究者の秦郁彦氏の『南京事件 増補版』（いずれも2007年）が挙げられる。ただ、前者では感情に囚われた考察が目立ち（註2）、後者では客観的見地に立ってはいるが、十分な分量とは言えず、両者とも不完全な部分も目立つ。

今後の「南京事件」究明の為に、また、後述する2018年8月末に南京市に提出され、同年11月に可決された中国側「南京大虐殺説」異論禁止条例案に反対する根拠を提示する為にも本格的な「南京事件論争史」を早急に研究する必要があるのではないだろうか。

本稿では、日本国内で本格的な論争が始まった1970年代から諸学説の考察を行う。主な内容としては「死体の埋葬記録」と「便衣兵（軍服を脱ぎ、私服を着た中国兵）」を扱っていく。

なぜ1970年代に論争が本格化したか

それではまず、なぜ「南京事件」に関する議論が1970年代まで本格化しなかったのか、という点から考えていきたい。それは、当時の日本の知識人の多くが中国との明るい将来を楽観視する風潮が、「南京事件」の論争を活性化させなかった要因ではなかったか、と私は考えている。例を挙げると、1967年1月15日の『朝日新聞』の記事で文化大革命中の中国について、識者たちのコメントを載せたものがある。

これによると、「文化大革命については分からない点も多いが」と前置きしている識者も

いるが、7人ほぼ全員が文化大革命を肯定的に捉えている。現在では中国国内においてもこの革命に批判を加える中国人知識人がいることから理解できるように、当時の文化大革命が過激であったという認識は今の日本人でも定着している。

当時まだ中国と国交が回復しておらず、情報がほとんど無いということも考慮できる。しかしそれでも、中国研究の第一人者でもあった竹内好氏も文化大革命を否定的に捉えていなかったことは印象的である。その他の識者の発言でも「血の粛清あるまい」や、「文化大革命は中国四千年のアカを落とす（中略）大規模な精神革命とみるべきだ」という内容からも分かるように、当時の知識人たちの間でも中国に対して「淡い期待」を抱く傾向があったという事である。

それはつまり、「中国とは良い関係を作れるはずだ」、「中国もまた日本と同じように前に向かっていく」といった将来における日中関係を「バラ色」にとらえる思考とでもいうものであっただろう。こうした状況では、日中の関係を悪化させかねない「南京事件」を敢えて扱おうとする者は少なかったであろう。

しかし、中国との国交回復の条約が結ばれようとする、知識人の中から日本の中国侵略の清算を行わずに中国と条約を結ぶことに反発する人々が現れた。竹内氏も1971年10月23日の『朝日新聞』23面にて「日中問題を手軽に、しかも自分の都合だけで考えている甘い風潮」があると批判した。

その代表とも言えるものが、1971年8月26日に連載が開始された本多勝一氏によるルポルタージュ「中国の旅」である。当時まだ国交が正常化されていない中国に赴き、実際に被害にあったという中国人被害者の人々から聞き取りを行ったこの連載は同年の12月まで掲載され、連載当初から大きな反響を起こした。

全国紙の新聞の記事として掲載されたことで、「南京事件」は一気に脚光を浴びたと言える。「南京事件」が日本の教科書に記載され始めるのもこの頃からである。

後年、この旅に関しては色々と指摘がなされているが、秦郁彦氏が『南京事件 増補版』でも説明しているように、本多氏のこのルポルタージュは、スケジュールも証言者も全て中国側が設定した官製の旅であったことが明らかになっている（註3）。つまり、記者である本多氏が道筋を決め、証言者を探したという類のものではなかったのである。この事を考えると、これらの証言者たちが中国政府の監視下に置かれた「証言」をしたとも受け取れる。

そういった事情を頭に入れた上で読んでみると、本多氏の「中国の旅」における「南京事件」の最終回で姜根福氏が「毛主席は私たちに第二の人生をひらいてくれた」や「毛主席の恩は天と地よりも大きく、党の恵みは河や海よりも深い」という発言の印象が変わってくる。

「中国の旅」後の論争

ともあれ、本多氏の「中国の旅」が与えた影響は、学者個人にも及んだ。その代表的な事例が、洞富雄氏が1972年4月に出版した『南京事件』であろう。これは、以前彼が執筆した『近代戦史の謎』（1967年）の中の「南京事件」の章を土台として加筆したものである。

洞氏は『南京事件』のはしがきで、「『戦後は終わった』とひとり合点して、中国に対して

はいっさいの決済がすまされぬまま、二十八年が無為に過ぎ去っている」と自身の見解を表す。そして平和になった日本を見て、「中国人民に対して謝罪のすまぬまま今日にいたっているのは、なんともやりきれない忸怩たる思念にとらわれている」と吐露する。

明らかに日中国交正常化に関連する執筆の動機である。洞氏は虐殺肯定派に属するが、捕虜などの虐殺を証明する資料として、本多氏の「中国の旅」も引用している。本稿において注目したいのは、洞氏の以下の主張である。

- ・ 東京裁判で提出された当時南京に残留したアメリカ人のルイス・スマイスによる被害報告書（註4）である『南京地区における戦争被害』（「スマイス調査」）は、当時の南京の埋葬団体である紅卍字会や崇善堂の埋葬数と比較しても著しく被害が少ない。東京裁判においても検察側がこの調書を証拠として提出しておらず、弁護側も書証として提出しなかったことを見て、スマイスの調査の推算はあまり当てにならず、紅卍字会や崇善堂の埋葬数（約15万人）で犠牲者を算出すべきである。

上記の「スマイス調査」は、後年の論争において大きな争点となる。先に結論を述べると、後の肯定派の人々は、死体の埋葬作業をしていた紅卍字会や崇善堂の埋葬数の記録は資料としての学術的説得力が乏しいと考え、「スマイス調査」は過少であり、実際はこれよりも大きな数字になるという論法を取ることが主流となる。その補強として、当時紅卍字会・崇善堂以外の、著名ではない団体が埋葬したとされる資料を発掘することに注力している。

洞氏とは対照的な立場で考察したものが、鈴木明氏による『「南京大虐殺」のまぼろし』（1973年）である。同書はいわゆる「百人斬り競争」に関する考察も多いが、今回は省略する。

鈴木氏の同書における内容には以下のことが書かれており、埋葬記録に際しては、洞氏とは反対に「スマイス調査」を評価している。

- ・ 南京城攻防戦における日本軍による中国軍への殲滅戦は虐殺ではなく、正当な戦闘行為である。
- ・ 紅卍字会や崇善堂の埋葬記録は誇大である可能性があるので、「スマイス調査」は重要な資料である。

上記のように、鈴木氏が「スマイス調査」を評価した背景には、紅卍字会・崇善堂の埋葬数に疑問を持っていたことが分かる。鈴木氏の本を受けて、洞氏は1975年に『南京大虐殺「まぼろし」化工作批判』を出版するが、反論を簡潔にまとめると、

- ・ 鈴木氏が元軍人から聞いたとする「殲滅戦は虐殺ではなく、正当な戦闘行為」は日本側からすれば戦闘行為になるかもしれないが、中国側から見れば、それは情け容赦のない大屠殺ということになる。
- ・ 紅卍字会・崇善堂の埋葬記録などをデタラメと断じてはならない。

上記の2点くらいであろうか。埋葬数に関しては、洞氏は当時の『大阪朝日新聞』の記事を根拠にしている。

その記事は紅卍字会に関する記事であったが、それによると、3月末にも死体が残っている、さらに8千円ほどを出して「なんとか処置を終はる予定である」といっている。洞氏は、「八〇〇〇円といえば、これで、約二万四〇〇〇の遺棄死体进行处理することができる」と説明する。そしてこれは、おおよその見積りであって、実際に埋葬した結果は10万體以上という、恐るべき数字となって表れたかもしれないと推測している（註5）。

この一連の洞氏と鈴木氏の論争は加熱することはなく、そのまま下火になっていった。その原因のひとつには、鈴木明氏が書籍発行以降は反論に対する反論は展開しない、という姿勢を取ったということが挙げられる。

彼自身は、「南京事件」を否定する立場ではなかったが、その犠牲者数は資料の信憑性により「不明」という考え方であった。従って、鈴木氏は通説で言われている「南京事件」の疑問点を素人として著しただけであり、その後の論争には参加しないという意向だった。

論争が過熱しなかったもうひとつの理由は、当時の日中関係の影響である。1970年代中頃から日本と中国が官民一体となって取り組んだ「中国残留者の肉親探し」運動が盛んに行われ、新聞でも数多く紹介されていた。幾度となく特集も組まれて、顔写真付きで大きく紙面を飾ることも珍しいことではなかった。

74年にはこうした日中の肉親探しを支援するために「手をつなぐ会」という福祉組織が誕生するほどであった。生き別れた親子を再会させるプロジェクトは、多くの国民の心を震わせた。「手をつなぐ会」には依頼や激励の便りが殺到し、その内容が新聞に掲載されることもあった（『朝日新聞』1974年8月10日18面）。

このような運動の影響もあるのだろう。1978年の世論調査では「中国に親しみを感じる」という答えが、6割を超える結果となっている。こうした日中の良好な関係が、「南京事件」論争を比較的穏便に終始させたと思われる。

1980年代から議論が白熱化

その日中友好ムードも、1982年のいわゆる「教科書問題」を皮切りにして、次第に陰りを見せ始める。80年代最初の「南京事件」に関する重要な書籍は、洞富雄氏の『決定版・南京大虐殺』（1982年）であろう。

内容は『近代戦史の謎』、『南京事件』の加筆・修正であるが、この著作において、洞氏は南京占領における日本軍虐殺による中国人犠牲者を「二十万人をくだらない」という結論を述べた（註6）。

1972年の『南京事件』まで、洞氏は中国側の見解である30万人、34万人説を支持していたが、ここで20万人という東京裁判の判決内容に変更したのである。洞氏は東京裁判で提出された埋葬記録に準拠して上の数字を導き出したようであるが、それは前書の『南京事件』でも行なった手法であり、具体的変更理由は『決定版・南京大虐殺』からは見いだせない。

1984年には田中正明氏が『南京虐殺、の虚構』を出版する。田中氏はかつて南京攻略

戦の司令官であった松井石根大将の秘書を務めていた経験を用いて、『南京事件』はそれ自体が虚構である」ことを明確に主張した。

田中氏によると、「南京事件」の「大虐殺」を主張する人々（肯定派）には「致命的ともいべき欠点」があるという。そのひとつに、戦場心理に対する無理解を紹介している。

これは換言すれば日本兵の視点であり、「南京事件」を考察する際にこの視点が欠落しているというのである。その考察の中心が掃討戦、捕虜や便衣兵（軍服を脱ぎ捨てた兵士）に対する見識である。田中氏は、「第一線兵としては、『国際法に照らしてどうする』ではない。敵や敵性分子は、とっさに殺さなければ、自分がやられるのだ」という戦場における兵士の心理を説明した。

さらに、便衣隊は戦時国際法では交戦資格を有しないという観点から、便衣兵を正規の兵士として扱うのは適切ではないとも主張する（註7）。

こういった中国軍兵士と民間人を区別・分離するために、日本軍は便衣兵の摘発を行い、処刑したケースもあった。この点を洞富雄氏などは、日本軍による虐殺行為と考えていた。

この他に、田中氏は東京裁判で提出された紅卍字会、崇善堂の記録にも言及し、信憑性が無いとする一方で、「スマイス調査」を重要視する。

田中氏は、東京裁判が「スマイス調査」を採用しなかった理由は、弁護側のスマイスの証人喚問要請を検察側が拒絶したためだ、と指摘している。これは、「スマイス調査」は弁護側も検察側も信用していなかったから採用されなかった、という洞氏の説に反論したものと考えられる。

この田中氏の『南京虐殺、の虚構』に正面から反論したものが、吉田裕氏の『天皇の軍隊と南京事件』（1986年）であった。吉田氏は序章において、田中氏の『南京虐殺、の虚構』は不都合な証言や記録の存在を意識的に無視している傾向があり、学問的検証に耐えうるものではないと酷評した。

吉田氏の便衣兵問題に関する考察は印象的である。彼は、便衣兵という存在は確かに当時の国際法のもとでは、その保護規定は極めて薄弱であったとするが、それをもって便衣兵の処刑を正当化するには無理があると言う。

以下、要約すると次のようになる。

- ・ 当時の国際法を基本にして考えるということは、植民地主義体制を容認する旧来の伝統的国際法を絶対視していることになる。
- ・ 国際法上の規定が無くても、当時締約していた国は出来る限り人道的立場に立って行動することを求めていた。
- ・ 本来「便衣兵」とは、武器を携行して戦闘行動を行う戦闘者のことであり、南京にいたのはそういった類の人間ではなかった。戦闘意欲を失い、武器と軍服を捨てて一般難民の中に逃げ込んだだけであり、それを田中氏のように本来の意味での便衣兵とみなすのは拡大解釈である。

以上の点を明示し、吉田氏は満足な調べもなしに、便衣兵と一方的にみなした人々を強制的に連行して殺害するという行為は、明白な逸脱行為であると主張した。

最後に、紅卍字会、崇善堂の埋葬数の信憑性に関しても考察が行われている。吉田氏は中国側資料による34万人という数字には疑問を持つと断った上で、それでも他に資料が無いので、このふたつの慈善団体の記録を基にしていくしかないとする。

その理由は、現状ではこの埋葬記録が偽物であると断定する証拠が出ていないからだ、としている。しかも埋葬された死体以外にも揚子江に投げ込まれた死体も大量にあったことから、「南京事件」における中国人被虐殺者数20万人は妥当である、と述べている。

紅卍字会・崇善堂の埋葬記録に関して

しかし、1985年の雑誌『正論』10月号に崇善堂の記録は信憑性のない文書であるという寄稿が掲載された。阿羅健一氏が国会図書館で当時の南京市の記録を探索した結果、崇善堂に関する三つの資料を発見したというのである。1938年度の『中華民国二十七年年度南京市政概況』、『南京市政府行政統計報告 民国二十四年度』、1941年に発行された南京商工会議所編纂の『南京』である。これらの資料が崇善堂の活動を詳細に記載していたのである。

それによると、日本軍が南京を占領する以前に崇善堂という組織は存在していたが、事業内容に埋葬は含まれていなかった。南京が陥落した4ヶ月後に編纂された資料でも、崇善堂が埋葬を行った形跡はない。

さらに南京商工会議所編纂の『南京』では、1931年の満州事変以後、南京市にあった民間各種慈善団体は資金難に陥り、一時停頓しており、崇善堂もそれに含まれていた。崇善堂が復旧したのは1938年9月である、と記されている。

以上の点から、阿羅氏は崇善堂という組織は存在してはいたが埋葬の事業は行っていなかったこと、さらに日本軍が南京に侵攻した当時には既に組織としての機能が麻痺しており、南京陥落から半年後に復旧したことを指摘した。従って、東京裁判で提出された埋葬記録は架空のものである、と主張した。

ここで、紅卍字会に関しても補足を加えたい。1995年6月に東中野修道氏によって満鉄上海事務所調査課から南京の特務機関に派遣された丸山進氏の聞き取り調査が行われた。

その証言によって、紅卍字会による埋葬の「水増し」が指摘された。丸山氏は南京城陥落の年12月28日頃に派遣され、大西特務機関長の前任者である佐方繁木特務機関長から死体の片付けと、中国人を雇って埋葬活動を支援するように依頼される。

依頼がなされたのが1月中旬頃とされており、上記の特務機関が南京市の行政を担当する自治委員会と相談し、同委員会会長の陶錫山氏が分会長を務めている紅卍字会に委託することとなった。その経費は日本軍の特務機関が自治委員会に渡して、自治委員会から紅卍字会に支払ったという。丸山氏は紅卍字会に埋葬場所を指定するなど、埋葬作業の指揮を執ることとなった。

後になって、崇善堂その他の弱小団体からも作業の申し込みが自治委員会にあったが、紅卍字会に任せているのでそこに言って欲しいと伝えて、自治委員会では受け付けなかったという。

それらを踏まえて、丸山氏が証言した内容は以下の通りである。

- ① 最初の頃は死体一体につき30銭（当時の価格で白米一キロ相当）の支払いで、2月初めから始め、2月末で5千体埋葬したので、一日当たり（実働日数22日間）の埋葬は多くても200体、通常は180体だった。
- ② 大西特務機関長の主催で中国軍民犠牲者の慰霊祭を3月下旬に行うことが決定し、丸山氏は自治委員会を通じて紅卍字会に3月15日までに埋葬を完了するよう通達した。
- ③ 紅卍字会は下請けを動員して大急ぎで埋葬を行い、全て完了した。2月末の5千体と合計して、3月15日までに埋葬した数を3万1791体と報告した。そうすると、3月の15日間で2万6千余りの死体を埋葬したこととなり、一日当たり（実働日数10日間）千五百体から2千体の埋葬量となる。
- ④ 丸山氏は3月の報告は、当時の南京市の困窮状態や崇善堂などの他団体を紅卍字会が下請けに使ったことにも触れられていない為、水増しがあると考えたが異議を唱えずに承認した。

①に関して、紅卍字会が東京裁判に提出した記録には12月22日から1月10日までで8243体が埋葬されたとされているが、丸山氏はこれを虚偽の報告とみている。

丸山氏は上記の時期にはまだ埋葬ができなかった筈だとしており、東中野氏も東京裁判において、紅卍字会は日本側が南京占領後約1か月後まで埋葬を許さなかったと言っている、と説明する（註8）。また、丸山氏は毎日実績を報告させていたという事もあったので、2月21日の下関魚雷軍営埠頭に5千体埋葬したという記録に疑問を呈している。

該当の場所それほど多くの死体を埋葬する空き地はなかった筈だとし、しかもその日は他にも4か所に分けて705体を埋葬しているので、一日の作業量としては705体が精一杯で、とても5千体には手が回らないはずだと指摘した。

この丸山氏の証言に反論するものとしては、南京事件調査研究会編『南京大虐殺否定論13のウソ』（1999年）が挙げられる。同書において、井上久士氏は「遺体埋葬記録は偽造史料ではない」として次のように考察する。

- ・ 元兵士で虐殺否定派の畝本正己氏でさえ「第一線部隊は12月17日から遺棄死体を処理しており、紅卍字会は…12月22日から埋葬している。ラーベが『2月1日許可が下りた』というのは不審である」と述べている（註9）。従って、紅卍字会が2月1日以前に全く埋葬を行わなかった論拠とは見なしがたい。
- ・ 崇善堂についても、1938年2月6日付けで周一漁埋葬隊隊長が「南京市自治委員会」に手紙を出している。ここから、少なくとも1938年はじめには崇善堂は組織され、埋葬を行っていた。
- ・ 中国側資料をさらに調べると、崇善堂の埋葬は一度簡単に埋められたが風雨で露出した遺体を別の所へ移すか、その場に土を盛り、塚を作るというやり方が多かったと思われる。別な場所に埋葬する場合も納棺したりしたものはわずかで、多くは近くの塹壕や池を利用していた。その様なやり方だから、大量の遺体を埋葬できたのかもしれないが、同時に埋葬遺体数の記録に厳密さを欠くところがあった。

ここで注意したい点は、井上氏の崇善堂に対する考察である。上記のように、埋葬期間中には組織されていたとしているが、崇善堂の埋葬活動についての記述が、南京特務機関の報告など日本側文献や安全地帯国際委員会の文献に出てこないのである。

紅卍字会は1938年当時の記録等が残っているのに対し、紅卍字会の約3倍の死体を埋葬した筈の崇善堂の記録は発見されていないのである。東京裁判に提出された崇善堂の記録は、1946年に作成されたものである。

肯定派が崇善堂の埋葬数10万人以上を強く主張できないのはここにある。また、同様に紅卍字会についても、富澤繁信氏が『「南京事件」発展史』（2007年）で次のように反論している。

- ・ 井上氏が指摘した畝本氏の「埋葬」というのは、日本軍による日本兵士の埋葬のことである。さらに畝本氏が紅卍字会が12月22日に埋葬を行っていると言っている根拠は、紅卍字会の埋葬記録統計表に記事があるのを彼が見たからで、我々はこの記事そのものの信憑性を問題にしている。それが丸山進氏の証言である。
- ・ 公式とされている記録には12月は7274体、1月は1553体、2月は2万1583体であったとされているが、丸山氏はこの内2月に行われた一日約200体、月間5千体の埋葬だけが真実であるとしている。これはラーベが日記で「毎日二百体」、およびベイツが「紅卍字会是一日に二百体埋葬」と言っていることと一致する。（※この指摘は東中野修道氏の先行研究「南京特務機関（満鉄社員）丸山進氏の回想」【『南京「虐殺」研究の最前線 平成14年版』収録】からの引用と思われる。）

これとは別に、崇善堂についても富澤氏は言及している。井上氏が反論に使用した『中国関係資料集』の内容は戦後になってまとめられた可能性が高く、崇善堂の埋葬を十分に証明するものではないとした（註10）。

以上の論争を経て、肯定派は紅卍字会・崇善堂の埋葬数を手放して「虐殺の証拠」と主張することが難しくなったのではないだろうか。だからこそ、先に述べたように最初はあまり当てにならないとしていた「スマイス調査」を「虐殺数過少」として、実態はさらに大きな数字であったと論を展開していったのである（註11）。様々な埋葬団体の記録の発掘に力を注いだのも、そういった心理が背景にあったのではないだろうか。

ハーグ陸戦法規に関する解釈

「南京事件」論争史においても一つ注目したい点が、捕虜の扱いを定めたハーグ陸戦法規に関する、研究者たちの解釈である。

例えば、秦郁彦氏や板倉由明氏は中間派として知られているが、秦氏は不法殺害対象となった中国人の数を約4万人、板倉氏は1万人から2万人としている。同じ中間派でも数字が大きく異なるのは、主として便衣兵や捕虜の殺害を「正当行為」とみなすか「虐殺」とみなすかで、その解釈が異なるためである。

ここでは、主に「軍服を脱ぎ捨てた正規兵」に焦点を当て、論争の推移を見ていきたい。先に紹介した洞富雄氏や田中正明氏などは、本来は正規兵が入ってはいけない（一

般民衆しか入れない) 安全地帯に潜伏したことに關する考察であつた。

洞氏は武器も捨て、戦意を失っていたのであるからもはや兵士とは呼べず、それを摘発して尚且つ軍事裁判にもかけずに処断したことは問題だと指摘した。対して田中氏は、便衣兵の時点で捕虜の資格はなく、まして潜伏した便衣兵の中には日本軍に危害を加える者も存在したので、処刑しても問題はないという立場であつた。

吉田裕氏は、便衣兵とは本来武器を携帯した者のことを指すのだが、戦闘意欲を失い、武器と軍服を捨てて一般難民の中に逃げ込んだだけの敗残兵には、国際法上の規定がなくても人道的に対処すべきだと説いた。

さらに吉田氏は、1987年に南京事件調査研究会が編集した『南京事件を考える』にて自説を広げていく。大まかな論理は前書である『天皇の軍隊と南京事件』(1986年)と同じであるが、中間派である板倉氏が便衣兵摘出そのものを国際違反とはせず、その中に一部の不法殺害があることを認めるといふ論旨に反論した。

それによると、板倉氏の見解は当時の国際法に対する無理解に基づいており、当時の日本の侵略行為の法的正当化に終始した法学会においてさえ、南京で実際に行われた軍事裁判の手続きを省略した便衣兵狩りは違法であると認定されていた、と述べる。

その裏づけとして、法学者立作太郎氏の論を引用する。これをもって、南京における便衣兵狩りは明らかな国際違反の不法殺害であつて、虐殺であると主張する(註12)。

その後も様々な研究者が軍服を脱ぎ捨てた中国軍正規兵の立場を論じていったのであるが、ここでは東中野修道氏『「南京虐殺」の徹底検証』(1998年)を見ていきたい。同書の便衣兵に關する考察は以下の通りである。

- ・ ハーグ陸戦法規は、正式の手続きを経て降伏してくる敵兵を攻撃すれば戦時国際法違反となるが、南京では中国兵が安全地帯に潜伏し、抵抗を継続して降伏を乞わなかったため、日本軍の行為は戦争法規の明確に禁じるところではなかった。
- ・ 「交戦者の資格」4条件を満たさない限り、囚われの身となつてもハーグ陸戦法規の適用外となり、捕虜となる資格も消滅する。
- ・ 『現代資料国際法』の筒井若水氏は、交戦者の資格を満たさない兵士は戦争犯罪人として、法に則してほとんど死刑に処されると述べている。

「交戦者の資格」4条件とは、以下のことである(註13)。

- (1) 部下の為に責任を負ふ者其の頭に在ること
- (2) 遠方より認識し得べき固着の特殊徽章を有すること
- (3) 公然兵器を携帯すること
- (4) 其の動作に付き戦争の法規慣例を遵守すること

すなわち、中国軍正規兵は軍服を脱いでいるので、「交戦者の資格」である「遠方からでも民間人か否か識別ができる徽章を着用していること」に明確に違反する。さらに、「公然と兵器を携帯している」という条件も満たしていないため、法規を破っていた。これによって、安全地帯に侵入した中国軍正規兵は捕虜となる法的資格を失っていた、と東中野氏は指摘した。

これに対して、吉田氏は『南京大虐殺否定論13のウソ』において、「国際法の解釈で事件を正当化できるか」という論稿にて反論を行った。

- ・ 『戦時国際法論』の立作太郎氏は、たとえ国際法違反の行為があったとしても、その処罰については軍事裁判が必要だと説いており、それを省略したままで日本軍が「戦時重罪人」と一方的にみなした中国軍将兵の処刑を強行したことは大きな問題である。
- ・ 本来の意味での戦闘者としての便衣兵は南京ではほとんど存在しなかったが、確かに当時の国際法では便衣兵による戦闘は「戦時重罪」に当たるとされていたが、正当防衛のための反撃を除けば、軍事裁判の手続きは必要としていた。
- ・ ある状況下では捕虜や投降兵の殺害は許容されると考える信夫淳平氏のような学者もいたが、そうした状況は極めて限定的に解釈されていた。

以上のように、吉田氏はたとえハーグ陸戦法規に違反していたとしても、軍事裁判の手続きを経てから処断しなければ、日本軍が法規に抵触すると主張したのである。

これに対する東中野氏の考察は2007年の『再現 南京戦』にて記載されているが、ここでは、より詳細に書かれている『南京「事件」研究の最前線 平成20年版』に収録された「日本軍による処刑をどう見るか」という論文をみていきたい。以下、要点は次のようになる。

- ・ 戦時下にあった人々には、敵に捕らえられた戦闘員にも合法戦闘員と不法戦闘員の区別が明確にあった。
- ・ 南京の安全地帯に逃げ込んだ中国軍正規兵は「戦時重罪人」を超えた不法戦闘員で、それに該当する敵兵は如何なる権利も有していなかった。
- ・ 私（東中野）を含め、多くの研究者が「便衣兵」と「便衣隊」を混同してきてしまった為、両者の区別を明確にしなければならない。

まず、東中野氏は敵に捕らえられた戦闘員は捕虜（captives）となるが、それが合法戦闘員か不法戦闘員かで保護を受けられるか否かが決まるという。この場合、不法戦闘員は戦時国際法の保護を一切受けられない、すなわち戦争捕虜（POW）として助命される権利も捕虜として裁判を受ける権利も喪失していると説明する。

そしてこの不法戦闘員とは、先に挙げた「交戦者の資格」4条件を破った者が該当する。東中野氏は吉田氏が紹介した立作太郎氏の『戦時国際法論』における「戦時重罪」の該当部分を提示し、その違いを説明した。拝借すると以下の項目である。

「戦時重罪（注、戦争犯罪）中、最も顕著なるものが5種ある。

- （甲）軍人（交戦者）に依り行はるる交戦法規違反の行為、
- （乙）軍人以外の者（非交戦者）に依り行はるる敵対行為、
- （丙）変装せる軍人亦は軍人以外の者の入りて行ふ所の敵軍の作戦地帯亦は其他の敵地に於ける有害行為、
- （丁）間諜、

(戊) 戦時叛逆等、
是である。」

(東中野修道編『南京「事件」研究の最前線 平成20年版』[2008年]、展転社p.50)

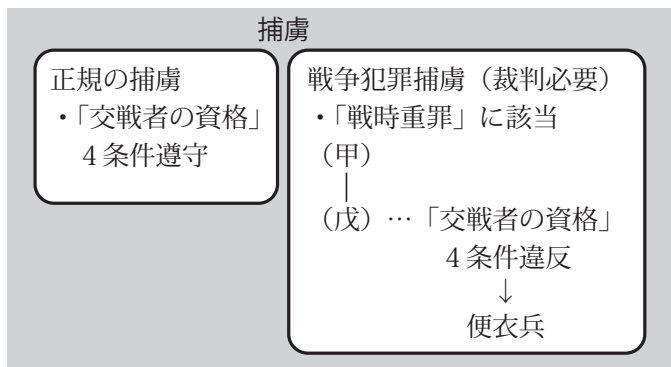
上記の表を基にすると、吉田氏は「交戦者の資格」4条件違反者は(戊)の「戦時叛逆等」の「等」に当たると見ているようだが、それは正鵠を得ていないと東中野氏は言う。

まず、(甲)の「軍人(交戦者)に依り行はるる交戦法規違反」に該当する行為が「交戦者の資格」4条件中の(4)「其の動作に付き戦争の法規慣例を遵守すること」に違反する行為であった。

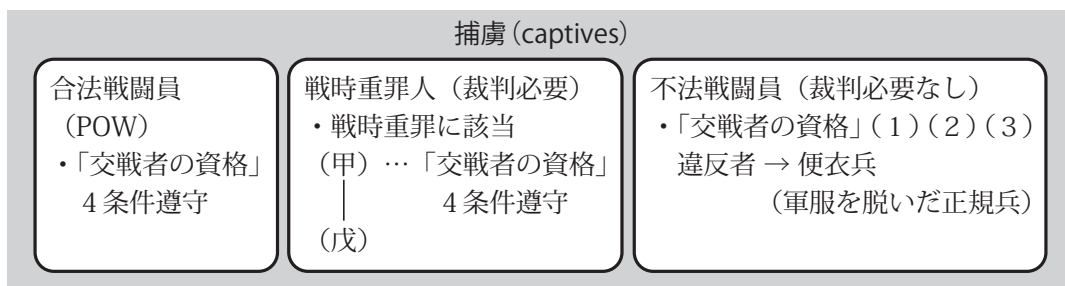
残りの(1)(2)(3)に関しては、「戦時重罪中、最も顕著」なものとして挙げられていないことに着目した東中野氏はこれら3条件の違反は戦争犯罪以上の大罪として、敵に捕らわれたとき戦争捕虜(POW)にもなりえず、助命もされない「如何なる権利も有しない不法戦闘員」に当たると考察した。

吉田氏と東中野氏の論の違いを図にすると、以下のようになるだろうか。

吉田氏



東中野氏



同様に、「便衣隊」と「便衣兵」がこれまで混同されていたとして、両者の区別も行っている。「便衣隊」とは「私服狙撃者」とされ、南京の安全地帯には軍服を脱いで私服(便衣)をまとして市民になりすました正規兵(便衣兵)は存在したが、「私服狙撃者」としての「便衣隊」の存在は聞いたことがない、と東中野氏は述べている。

「便衣兵」とは、武器と軍服を捨て民間人の服を身に着け非武装中立地帯(安全地帯)

に潜伏して降伏してこない中国兵と、その周辺から攻撃してくる中国兵を指すのだという。

この意味において、東中野氏は吉田氏の主張する本来の意味での戦闘者としての便衣兵は存在していたのだとし、これをただの敗残兵と定義することは正確ではない、と指摘する。

この軍服を脱いだ中国軍正規兵こそ、戦時国際法が規定する「戦時重罪」に止まらず、最終的には非捕虜として戦争犯罪人を超えた不法戦闘員に分類される。「戦時重罪人」の処罰に際しては裁判が必要であったが、それと不法戦闘員が混同されてはならない、としている（註14）。

ここまでが、ハーグ陸戦法規及び南京における便衣兵に関する論争の大まかな変遷である。

おわりに

以上、本論文では「埋葬記録」、「便衣兵」の2点だけに絞って論争史をまとめた。「南京事件」ではこれ以外にも、「人口問題」や「外国人の記録や証言の信憑性」など問題点は多岐にわたるが、頁数の都合上今回は割愛させて頂いた。

今回、なぜ上記の2点に焦点を当てたかという、中国政府が公式としている「南京事件」の中国人犠牲者数30万人論の支柱を成しているからである。

東京裁判に提出された紅卍字会、崇善堂の埋葬記録は合わせて15万體以上とされている。また、当時の南京を防衛していた中国人兵士数に関しては最大で約15万人（註15）とされており、これだけの人数がいたとすれば安全地帯に逃げ込んだ便衣兵も相当な人数となるだろう。これに中国人民衆を加えるのであるから、確かに30万人の犠牲者と言われれば、何も知らない者は信じてしまうかもしれない。

無論、それが単なる「一国家政府の見解」に止まっていれば大きな問題ではないかもしれないが、2018年8月29日付けの産経ニュースにて次のような報道がなされた。

中国江蘇省南京市人民代表大会常務委員会は、中国側が主張する「南京大虐殺説」への異論を禁止する条例案を可決した。中国側が主張する「南京大虐殺説」とは、言うまでもなく、先に挙げた中国人犠牲者30万人論である。

しかしながら、本稿で日本国内における論争史を見て頂ければ分かるように、紅卍字会、崇善堂の埋葬記録は、現在では肯定派の日本人研究者でさえもその学術的根拠に疑問を抱き、その他の埋葬団体記録の発掘に力を注いでいる状況である。

安全地帯へ逃げた多くの中国軍兵士にしても、吉田裕氏も「便衣兵」は確かに当時の戦時国際法に違反した存在であったと認識している。そこには触れずに、「日本軍の虐殺に遭った哀れな犠牲者」とするのは、「歴史を鑑とする」国家としてどうなのだろうか。

日本国内における、虐殺肯定派と言われる人々でさえ、犠牲者の上限は20万人であり、しかもこの数字は南京城内外を合わせたものとなっている。先の産経ニュースの記事では、匿名の中国人学者の話を記載しているが、それによると「条例は南京市外でも有効とされる場合がありえるし、外国人ジャーナリストも当然対象となる」ことを指摘している（註16）。

条例が可決され、今後の動向を注目する必要があるが、いずれにせよ犠牲者30万人説以外の学説を、南京市内では唱えにくくなったことは確実である。これは国家による言論統制であり、学問の自由を否定する極めて深刻な問題である。

確かにヨーロッパでは、ホロコーストの否認を禁じる法律が存在し、特にドイツ・オーストリア・フランスではナチス犯罪を「否定もしくは矮小化」することに対して、刑事罰が設けられている。

しかし、学術的な論争を経て導き出された結論あるいは学説を、国家や市が法を制定したからと言って否定し、論者を罰することは民主的であるだろうか。秦郁彦氏は中国側の30万人虐殺説を次のように指摘している。

中国側の数字には内訳と総数が符合しない例が多い。1995年に中国で刊行された『侵華日軍暴行総録』は総計を30万としているが、内訳を詳しく紹介した8大集団虐殺（数字は南京の歴史档案馆資料を引用）を足しても、19万どころか11万～13万にしかない。しかも、この8大虐殺のうち最大かつ最も有名な事件は1937年12月17日夜、流れ弾に当たって足を負傷し、洞穴にかくれた魯甦という警察官の証言である。彼は「目と鼻の先のところ」で5万7418人が虐殺されるのを目撃したというのだが、暗夜に正確なカウントができるはずもなく、相当な誇張と考えるのが自然であろう。（秦郁彦『南京事件 増補版』[2007年]、中公新書 p.262）

今後、南京市内では「足し算が合っていないのではないですか」、「闇夜でどうやって一桁まで正確に数えたのですか」という質問まで禁止されるのであろうか。

この点に関しては、日本国内の歴史学界が率先して条例制定危惧の声明を出し、本稿でも記した「南京事件」論争の経過を基にした「犠牲者30万人説根拠薄弱」論を展開すべきではないだろうか。

註

- 1) 南京事件のプロパガンダという観点からは、南京事件直後や占領下の東京裁判においても「国際的規模で問題となった」とも考えられるが、ここでの「国際的規模で問題となった」とは、国家間の関係が悪化するような、目に見える形での問題の表面化という意味で考えている。
- 2) 笠原氏は自分たち「南京事件調査研究会」を「史実派」と位置づけており (p.172、219)、中間派を「数量の論議に矮小化させ」る集団、否定派は「トリックをつかう」集団と紹介している (p.165、246)。
- 3) 秦郁彦『南京事件 増補版』中公新書、2007年、p.268
- 4) 南京城内を含む周辺4県半の、1937年12月から1938年3月までの約百日間の戦争被害を調査したもの。50家屋につき1家族を選んで調査し、その集計結果を50倍にした調査。
- 5) 洞富雄『南京大虐殺「まぼろし」化工作批判』現代史出版会、1975年、p.224～225
- 6) 洞富雄『決定版・南京大虐殺』徳間書店、1982年、p.145
- 7) 田中正明『南京虐殺、の虚構』日本教文社、1984年、p.198
- 8) 東中野修道編『南京「虐殺」研究の最前線 平成14年版』展転社、2002年、p.229～230
- 9) 南京事件調査研究会編『南京大虐殺否定論13のウソ』柏書房、1999年、p.129
- 10) 富澤繁信『「南京事件」発展史』展転社、2007年、p.115
- 11) 藤原氏は農村部に帰っていない者、調査で除外されている県域での被害を合わせれば、この数はもっと増えるとしている。(『南京の日本軍』大月書店、1997年、P.57～59)
笠原氏は、この調査は38年3月段階で自分の家に戻った家族を市部で50軒に1軒、農村で10軒に1軒の割合でサンプリング調査したものであるから、犠牲の大きかった全滅家族や離散家族は抜け落ちていると指摘する。従って、それらの犠牲者を含めれば人数は大きくなるという。(『南京事件』岩波新書、1997年、P.227)
- 12) 洞富雄、藤原彰、本多勝一編『南京事件を考える』大月書店、1987年、p.83
- 13) 東中野修道編『「南京虐殺」の徹底検証』展転社、1998、p.194。尚、これらの4条件は尼兵、義勇兵団にも適用される。
- 14) 東中野修道『南京「事件」研究の最前線 平成20年版』展転社、2008年、p.59
- 15) 板倉由明氏は『本当はこうだった南京事件』(1999年)にて、中国人研究者孫宅巍氏の算出した南京防衛兵力15万人説に疑問を呈している。
孫氏の15万人説は南京戦当時、南京衛戍司令長官部参謀処第一科長であった譚道平氏が作成した「南京防衛中国軍の兵力表」に基づき、その部隊ごとの内訳表を機械的に1・85倍して得た水増し人数であった。(p.191)
- 16) <https://www.sankei.com/world/news/180829/wor1808290018-n1.html> (入手日：2018年9月29日)